

協議第3号

合併の方式について（協定項目1）

大平町、岩舟町、藤岡町3町の合併の方式について、別紙資料に基づき協議に付する。

平成15年8月18日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	1 合併の方式	関係項目
調整の内容		
項目	新設合併	編入合併
定義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてのその身分を失う。
議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任される。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。
特別職の取扱い	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新市長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。
条例・規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。
建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。